平成28年 第15回 川西市教育委員会(定例会)議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
会議の顛末(速記録) 4 ~ 1	9

会議日程・付議事件

会議日時 平成28年9月15日(木) 午後2時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程番号	議案番号	付	議	事	件	備考	
1		議事録署名委員の選任					
2		前回議事録の承認					
3		事務状況幸	设 告				
4		諸報告					

出席者

教育	等 長	牛	尾		巧
委 (教育長職	員 (務代理者)	加	藤	隆-	一郎
委	員	磯	部	裕	子
委	員	服	部		保
委	員	鈴	木	温	美

説明のため出席を求めた者

こ ども未来 部 長 中塚 司 推 木下 教 育 進 部 長 博 整 務 調 総 室 長 中 西 哲 تل も 家 庭 室 山 元 昇 녙 敬三 学校教育室長兼教育相談センター所長 岸 崇 教育推進部参事兼学校指導課長 伊豆 ま なび支援 室 枡 川 隆雄 長 総 務 課 튽 籔内 寿 子 教 育 武富 教 職 員 課 툱 祥 平 ども・若者政策課 長 中 西 成明 子育て・家庭支援課 善 則 長 増田 こ ど も 育 成 課 長 丸 野 俊 一 تغ も 育 成 課 主 幹 河南 裕美 西門 生徒指導支援課長兼青少年センター所長 隆博 井 上 社会教育・文化財課長兼文化財資料館長 昌子 地域こども支援課長 美子 大屋敷 中 央 書館 尚子 図 녙 村 山 中 央 公 民 館 長 瀧花 保 公共施設マネジメント室主幹 池下 (施設整備担当) 靖彦

議事録作成者

教育総務課主査岸本 匡史

[開会 午後2時]

牛尾教育長 それでは、只今より、平成28年第15回川西市教育委員会(定例会) を開会いたします。

牛尾教育長

まず、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でござ います。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告を お願いいたします。

教育総務課長: 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。

(籔内)

本日は、尾辻教育推進部参事兼学務課長が欠席でございます。どうぞよ ろしくお願いいたします。

牛尾教育長

次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程 表のとおりであります。

牛尾教育長

これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行いま す。教育長において、加藤委員、鈴木委員を指名いたします。よろしくお 願いいたします。

牛尾教育長

では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局にお いて調製し、第14回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。 :事務局から説明をお願いいたします。

(籔内)

教育総務課長: それでは、第14回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。 1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明の ため出席を求めた者、4ページに審議結果を掲載してございます。議事録 につきましては、5ページからでございまして、会議次第に基づきまして ご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいておりま す。

> 最後に署名委員の署名ということで、服部委員、鈴木委員にご署名を頂 戴しております。

以上でございます。

牛尾教育長

説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。 よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。第14回定例会の議事録につきまして、 これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長

ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されまし た。

牛尾教育長

では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願 いいたします。

(中塚)

こども未来部長
それでは、こども未来部から1点目の「公立幼稚園及び認可保育施設の 平成29年度入園・入所児童の募集について」ご報告いたします。

> 公立幼稚園9園では、市内に保護者と居住し、住民登録をしている4歳 児と5歳児、また、川西幼稚園のみ実施している3歳児の入園児募集説明 会を、10月5日の水曜日に開催します。各園で、願書の配布を10月5 日・6日に行い、10月13日と14日に願書の受付と面談を行います。 応募はお一人1園のみで、募集人員を超えて入園希望があった場合は、園 で抽選を行います。近年の抽選実績は、平成26年11月に加茂幼稚園の 3歳児入園で実施例がございます。

> 認可保育施設では、市立保育所8所・分園を含めます私立保育園所10 園所、新たに緑台中校区に開設されます予定の認定こども園などを含めま す市内8園の認定こども園の2号・3号認定児、ならびに小規模保育事業 所2所への入所児童を、9月30日から11月15日まで、こども育成課 で募集いたします。

> 入所申込み条件は、保護者が働いているなど、家庭で保育が困難と認め られる就学前の子どもさんが対象で、こども育成課の窓口でご家庭の状況 をお聞かせいただき、入所の手続きを説明します。概ね1月中に、4月か らの入所児童が内定いたします。

> なお、私立幼稚園ならびに認定こども園の1号認定児におきましては、 各園に直接お問合せ、申込みをしていただいております。

> 只今、ご説明しました公立幼稚園及び認可保育施設の入園所児童の募集 に関しましては、既に市広報誌9月号に掲載いたしました。また、市ホー ムページでもご案内し、窓口で配布用の「しおり」も作成しております。 すみません、3歳児保育実施している幼稚園名を、「川西幼稚園」と申 し上げてしまいました。「加茂幼稚園」の間違いでございます。申しわけ

ございません、訂正させていただきます。 私からの報告は以上でございます。

(木下)

教育推進部長: 続きまして、教育推進部から2点目の「川西市立小学校の統合に係る地 |域説明会の実施について」ご報告いたします。

> 清和台地区及び多田グリーンハイツ地区における小学校の統合につきま しては、様々な要因から、両地区内における児童数の減少に一定の歯止め がかかる可能性がうかがえました。

> そこで、平成28年6月23日開催の第10回教育委員会定例会におい て、小学校統合に関して再検討する旨決定し、6月28日の議員協議会で 議会にご報告するとともに、8月20日には清和台地区において、8月2 1日には多田グリーンハイツ地区において、地域説明会を実施させていた だきました。

> 清和台地区では、当日、午前10時から午前10時37分までの清和台 南小学校には11人、午後2時から午後3時10分までの清和台小学校に は28人のご参加がありました。

> 多田グリーンハイツ地区では、当日、午前10時から午前11時4分ま での陽明小学校には33人、午後2時から午後4時までの緑台小学校には 66人のご参加がありました。なお、緑台小学校の説明会では、閉会後も、 数十名の参加者が残られ、約2時間ほど説明会を継続させていただきまし た。

> まず、児童推計の検証や保護者・地域の皆様への説明プロセスなどの「こ れまでの課題について」、そして、それらの課題を踏まえて、児童推計方 法や統合年度の再検討などの「今後の対応について」、さらに、今後、「学 校配置の適正化に関する手順」案を作成する旨を説明しましたが、多くの 厳しいご意見が出されました。

> 今後、保護者や地域の皆様のご意見を聞く機会をより増やすなど、協議 の機会を十分とりながら、学校配置の適正化の必要性について、説明させ ていただきたいと思います。

> なお、校区外就学の特別措置で通学している児童のうち、この度の再検 討の措置により、影響があると思われるご家庭につきましては、個々に家 庭訪問などをさせていただきました。

> 以上をもちまして、「川西市立小学校の統合に係る地域説明会の実施に ついて」の報告を終わります。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

加藤委員

今の2番目の報告についてですが、地域説明会に行って十分に説明した という話は何度も同じ話を繰り返し聞いていて、6月以降、今後の日程に ついては、教育長、どのようにお考えですか。いつまでに、例えば手順案 を出すとか、そこに対する目途がないと、どこまでいっても何回も地域説 明会を繰り返して、厳しい意見をいただきました、その連続になっている ような気がしますけど。

教育推進部長: 新たな手順につきましては、一応、年度内、申しわけございません、今 年中に、12月を目途に手順を示す予定にしております。

加藤委員

(木下)

その手順を示すというのは、どこに示すんですか。住民に示すところま でやるんですか。

(木下)

教育推進部長 手順につきましては、この教育委員会でご承認いただいた後、議会、そ して住民の方に提示をしていきたい、そのように考えております。

加藤委員

議会に示すということに関しては、12月の議会に間に合わせるという :意味ですか。

教育推進部長: それを目途に、今、取り組んでいるところでございます。

加藤委員

(木下)

ということは、12月までにやるということは、11月の時点ではこの 定例会に出すという意味ですね。

教育推進部長! はい、その予定でございます。

加藤委員

(木下)

その場合に、出せるような状態になるか、ならないかということを考え たことはありますか。

教育推進部長・その状況につきましては、当然、いろいろな要素が含まれてきますので、 住民の状況であったりとか、地域の方々のいろいろな声なども聞きながら、 (木下) 当然、していきたいというふうに思っております。その中で、あくまでも 今年目途にということでございますので、しっかりとした手順が示せない という可能性も残っております。

加藤委員

その場合には、まず3つのことについて約束しているわけですね、議会 ならびに住民に対して。それが果たせないということがあり得るわけです ね。それと、なぜこれを聞くかというと、この3か月間というもの、協議 会の場では、教育長には「いつまでですか」というふうな、僕からも、磯 部委員からも聞いたことはあります。だけど、今のところ、この進捗状況、 特に一番心配するのは、新しい推計のやり方、精度を上げるというふうに 校長会で説明されていたけれども、それに関して、その手法について全く こちらに伝わってこないと、どんなふうにしてやろうとしているのかとい うこと。その手順がいいか、悪いかということに対して、まずそこから引 っかかってしまうと前に進まないというふうに考えますが、もう少し提示 していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(木下)

教育推進部長: 推計方法等につきましては、まだきちっとしたものが出せていないとい うのが実態でございます。あと、その中で、当然、推計を出していくこと もございますし、それから、推計だけで統合年度を定めていくことが果た してどうなのかといったこと、それから、いわゆるその推計をもとにすべ てが動いてきたということでうまく進まなかったということがございます ので、他の要素も含めながら、いわゆる実態等も見ながら進めていくとい う、そういった手順を考えております。

加藤委員

今、部長が言ったように、ものすごくたくさん要素があると思うわけで す。だから、そのときのために、その一つ一つに対して精度を上げるため に手順を示すのであれば、どこまで進んでいるのかを示さないと、「こう 決まりましたから、こう外部の会議に上げます」というような形で持って こられたのでは、前と全く同じことになると思いますが、いかがでしょう か。

(木下)

教育推進部長 現時点においてきちっとお示しするものは、今、正直なところ手元には ございません。ただ、12月に間に合わせるためには、逆算していく中で、 もう10月中にはひとつの形というものを示していかないといけないとは 認識しております。完成したものではなくて、そのでき上がった部分部分 をまた委員の方にもお示ししていきたいと思います。

牛尾教育長

いかがですか。

加藤委員

よろしいです。

牛尾教育長

ほかにございませんか。

磯部委員

1番について、質問ではなくお願いでございます。

保育所の入所に関しては、個々の家庭に対して教育委員会の担当課の方 が面談をして進めていくというお話を伺いました。共働きのご家庭におい ては、保育所が決まるか、決まらないか、入れるか、入れないかというこ とは本当に大きな問題だと思います。皆さんにとっては毎日同じようなや りとりの繰り返しになるかもしれないですが、お一方お一方それぞれ事情 も違いますし、思いも違うと思います。面談の際には、必ずそれぞれの立 場になりかわって、思いになりかわって、一緒に考えるという姿勢で面談 を進めていただけるように、担当者の方にきちんとお知らせいただければ と思います。よろしくお願いします。

(中塚)

こども未来部長まさに、今、磯部委員ご指摘いただいたとおり、そういう心づもりで、 全職員、窓口業務にあたるように配意してまいりたいと思います。

磯部委員

よろしくお願いいたします。

牛尾教育長

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

牛尾教育長

それでは事務状況報告については以上といたします。

牛尾教育長

では次に、日程第4、諸報告であります。諸報告1「住民監査請求につ いて」事務局からご報告をお願いいたします。

こども・若者政 それでは、諸報告1「住民監査請求について」ご説明申し上げます。

策課長(中西) まず、住民監査請求の制度についてですが、本制度は地方自治法第24 2条の規定に基づき市長や委員会、その職員などの違法又は不当な財務会 計上の「当該行為又は怠る事実」についての監査を求め、その防止や是正 などの必要な措置を講じることを求める制度です。

> この制度の目的は「地方財務行政の適正な運営を確保すること」「普通 地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保すること」 などです。

対象となる事項は、違法又は不当な市の財務会計上の「当該行為又は怠る事実」で、財務会計上の「当該行為」とは、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担であり、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含むとされています。また、財務会計上の「怠る事実」とは、公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実です。

次に、住民監査請求の内容についてご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。本請求については、28名の住民によって、平成28年9月6日付で川西市監査委員へ提出され、その後、監査委員の審査を経て、平成28年9月7日付で受理され、同日付で教育長に通知があったものでございます。

続いて、本請求書に沿ってご説明を申し上げますので、次のページ、「川西市職員措置請求書」をご覧ください。

まず、「1.請求の要旨」、「(1)概要」でございますが、川西市向陽台3丁目11-64地内1334.35㎡の宅地を活用して進めております緑台中学校区民間保育所等整備事業において、土地の貸借契約が違法であり、本件市有地が認定こども園整備用地として不適であることから、公金の支出が不当であるとし、本事業は、公金が支出されることが相当の確実さをもって予測される状況であることから、地方自治法第242条第1項に基づき、住民監査請求がなされたところでござまいす。

3ページに移りまして、「(2)対象となる川西市長の行為」でございますが、

- ア 市有地を工事期間中、無償で使用貸借契約を締結すること
- イ 市有地を、当初6年間、年1%、7年目以降、年2%で土地賃貸借 契約を締結すること
- ウ 補助金として、一般財源869万7千円を支出しようとすること
- エ 補助金の原資として地方債2,970万円を起債することの4点でございます。

次に、「(3)本件認定こども園整備事業にかかる本件市有地の貸借契約の締結の違法であること」では、川西市公有財産規則第31条の「適正な時価で定められなければならない」と規定されているにもかかわらず、本事業で設定されている路線価の1~2%は、相場価格に比して低廉すぎ、「適正な時価」を設定していないので、川西市公有財産規則に違反しているとのことです。

5ページに移りまして、「(4)本件市有地が認定こども園の用地に不 適であり、認定こども園事業にかかる本件市有地にかかる貸借契約の締結 ・公金の支出が不当であること」では、認定こども園の用地として不適で あると次の理由を挙げられています。

本市有地の前面道路が、交通量が多く、交通事故が多発し、危険な道路であり、認定こども園の設置により事故の可能性が増大する可能性があることから交通安全に問題があること。

本市有地が、1334㎡しかなく、法面や市街化調整区域を含んでおり、 他の施設と比較しても、117人の子どもの施設としては狭隘であること。

隣接の施設の騒音や中学校からのボール等の飛来、法面の崩落の恐れなど、安全性に課題があること。

の大きく3点により認定こども園用地として不適であり、貸借契約や公 金の支出は不当であるとされています。

次に、10ページになりますが、「(5)結語-拙速な計画を実行するのではなく慎重な議論を望む」において、

請求人は緑台中学校区において、認定こども園の整備に関しては異存がない。

しかし、多くの反対署名があるにもかかわらず、本市有地への認定こど も園の整備ありきで進めている。

緑台中学校区の将来を考えれば、本事業に固執し、拙速に事業を進めるのではなく、住民の意見を踏まえて慎重に結論を出すことを切望しているため、本請求に及んだと結んでいます。

最後に、11ページですが、「2.請求者」として、本日は資料として添付しておりませんが、別紙目録記載のとおり、28名の住民の氏名を示し、地方自治法第242条第1項に基づき、平成28年9月6日付で請求されています。

なお、住民監査請求については、請求があった日から60日以内に監査 及び勧告が行われることになりますので、11月上旬までには結果が公表 されることになります。その間、必要に応じ、請求人の陳述や関係部局の 事情聴取が行われることとなります。

また、監査結果又は勧告に不服があるときや、勧告に対する措置に不服がある場合などは、請求人は、地方自治法第242条の2の規定に基づき住民訴訟を提起できます。

以上、住民監査請求の概要をご報告いたします。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

加藤委員

この点につきましてはメールいただきまして、プレス発表をやるという

のをいただいたわけですが、その後、何も報告は受けておらないんですが、 何社の取材を受けて、どことどこの取材を受けたか、教えてください。

こども・若者政
マスコミ取材でございますが、こちらの方、事務所の方に来られたのが 策課長(中西):新聞社で3社、電話問い合わせが新聞社で1社でございます。電話問い合 わせが朝日新聞、こちらに来られたのが神戸新聞、読売新聞、産経新聞で ございます。また、NHKの方、テレビでございますが、こちらの方も一 応こちらの方に問い合わせということで、記者会見前に一度ご確認のご連 絡ございましたが、その際に、テレビクルー等は連れてこないということ でお返事いただいたように伺っております。

以上です。

加藤委員

これはメールをもらったときから気になりましたので、自分で神戸新聞 を調べました。自分ではとっていませんが、とってあるところを探して。 それで、あと読売にも出たとは聞いていますけど、実際に世間に目でふれ るような形で放映ならびに紙面になったのは何社でしょうか。

策課長(中西)ります。

こども・若者政
今、委員のご指摘の読売新聞、それと神戸新聞というふうに確認してお

以上です。

加藤委員

そうした場合に、これは要望なんですが、プレスの発表をしたというの であれば、何がどうなったかというのね、僕はここに神戸新聞を持ってい ますが、そういうものを資料として出してもらうのが当たり前の筋じゃな いかと思いますけど、どうでしょうか。

こども家庭室: 大変申しわけございませんでした。以降、こういった事案がある場合に 長(山元) は、資料として提供させていただくように注意してまいりたいと思ってい ます。

加藤委員

続いて、マスコミ対応をされたのはどなたでしょうか。

こども・若者政

新聞記者等は、当方、こども家庭室長とこども・若者政策課長の私の方 策課長(中西)で対応させていただきました。

以上です。

加藤委員

: ということは、この神戸新聞の中に書いてあるとこでの発言というのは、 そのとおりだと思って読んでいいわけですね。

策課長(中西)す。

こども・若者政: 事実関係として表現されていることに大きな誤りはないと感じておりま

以上です。

加藤委員

新聞記事の中に、借地料について教育委員会が説明したとありますけど も、借地料についての説明は教育委員会がすることなんですか。うちが決 めるんですか、減免措置は。

こども・若者政・今般、法人の募集にあたりまして、借地料の設定につきましては募集要 策課長(中西)項のほうに明示させていただいております。その設定につきましては、市 長部局に協議のうえ決裁をとって、しっかりと確認させていただいたもの でございます。金額につきましては、いろんな財産の金額設定につきまし ては、やはり担当部署の方で決定したうえで、しっかりと意思決定をした うえで公表していくものだと考えております。

以上です。

加藤委員

それから、あと後半の方に、もう神戸新聞しか見てないから非常に情け ないんですけど、後半の方に、松風の跡になぜつくらないかというような ことが書いてあるし、こちらの請求の方にも書いてありますけども、それ に対して明確には答えたのでしょうか、その場で。

こども・若者政・松風の跡にこども園をとのお答えに関しましては、地元の説明会等々、 策課長(中西):我々としては常に、平成29年4月ということの時期に非常にこだわりさ せていただいているということは常々申し上げております。当然その記者 の対応の際にも、我々のミッションとして、一番、今、最優先しているの はそのことであるので、松風の建設については少し難しいということにお 答えさせていただいております。

以上です。

加藤委員

どうしてここで聞かなくてはいけないかというのが非常に問題であって、 そういうやりとりというのは、あらかじめ何をどう答えるかということに ついての説明が欲しかったのが一つ。

それから、もう一つ、今後において事情聴取があると書いてありますか

ら、そこの内容については、一つ一つ、場合によってはこの一つ一つに答 える可能性も、出てくると思うんです、この請求の内容について、監査の 方から聞かれる可能性がある。その場合にどう答えるかということについ て、できれば事前に報告いただいとかないと、それが正しくないとは言い ませんけども、我々教育委員としての役目は果たせないと思いますが、い かがですか。

(中塚)

こども未来部長: 監査委員の方で請求人及び我々行政側の事情聴取が行われることが日程 的には決まっております。したがって、事前に、監査委員、当日のやりと りについては、どういうやりとりがなされるかはわかりませんが、事前の 質問事項というのがきていますので、それについて、現在、回答について は事務局の方で検討しているところでございます。その中につきまして、 今、加藤委員の方からご指摘ありましたように、事前に、各教育委員さん、 ご意見なり頂戴するような手はずは整えたいと思っています。申しわけご ざいません。

牛尾教育長

ほかにございませんか。よろしいですか。

牛尾教育長

それでは諸報告1については以上といたします。

牛尾教育長

では次に、諸報告2「平成28年度公民館講座案内(後期)について」 事務局からご報告をお願いいたします。

(瀧花)

中央公民館長 それでは、諸報告2、「平成28年度公民館講座案内(後期)」につき まして報告させていただきます。お配りしております資料2「平成28年 度後期公民館講座案内」の冊子をご覧ください。

> 「~出あい ふれあい 学びあい~」、「学ぶ喜び、いきいき人生」を テーマに、後期の講座案内では、72講座、延べ242回分を掲載してお ります。

> 今回、表紙タイトルの「~出あい ふれあい 学びあい~」は変わって おりませんが、サブタイトルを、これまでの「公民館でいきいき人生を」 から「学ぶ喜び、いきいき人生」に変えています。

> これは、以前より担当で協議を重ねていたところですが、住民の皆さん の「学びたい」という気持ちをサポートし、学ぶ喜びや楽しさを感じても らい、いくつになっても「学ぶ喜び」をもってもらいたいということから、 今回より変えたところでございます。

それでは、1ページ、2ページの「分野別もくじ」をご覧ください。 分野を「家庭教育・家庭生活」から「その他」の7分野に分けるととも に、「学習内容」「対象」などを掲載し、各館実施の講座の内容をまとめ ています。

3ページから21ページには、それぞれの公民館が開催いたします講座の案内を、また、22ページには公民館の秋の恒例の行事であります、「文化祭・文化のつどい」の案内を掲載しております。

これらの講座の企画にあたりましては、地域の方や公民館利用者、また、 公民館受講者などのご意見等を参考に各公民館で企画しております。

それでは、主な講座を紹介させていただきます。

1ページに戻ります。「分野別もくじ」をご覧ください。

まず、「家庭教育・家庭生活」の分野におきましては、学習内容を「育児・保育・しつけ」から「その他」まで、19講座を開催し、子どもと保護者を対象とした、おやこ講座「リズムであそぼう」や「子どもパン教室」、「春休み人形劇」などを、また、「里山自然学舎=秋の里山」、「秋の星空を楽しもう 秋の星めぐり」といった自然・天体観測や、健康や料理といった講座など、多岐にわたり開催いたします。

「現代的課題」分野におきましては、学習内容を「国際理解・国際情勢」 から「同和問題・人権教育」まで9講座を開催いたします。

この「現代的課題」では、国際情勢、時事問題をはじめ、地区福祉委員会や校区人権啓発推進委員会など、地域の団体と共催して福祉講座・人権 講座などの講座を開催いたします。

「市民意識」分野では、「郷土の歴史・人物」から「ボランティア・N PO」まで7講座を開催いたします。

「郷土の歴史・人物」では、「川西の発掘調査40年」、「川西の古典文学・多田源氏の末裔たち」や「能勢物語を学ぶ」などの郷土の歴史を学ぶとともに、「郷土の産業」では、本市の特産であるイチジクを使った料理教室や、ボランティアに視点をあてた地域ボランティア育成講座を開催いたします。

「体育・スポーツ」分野では、健康をテーマに2講座を開催し、「趣味・けいこごと」分野では、「音楽」から「その他」まで7分野で音楽、芸能、美術など16講座を開催し、「一般教養」分野では、「パソコン教室・IT講座」から「その他」まで19講座を開催いたします。

また、「その他」分野におきましては、「文化祭・文化のつどい」を10月から11月にかけて各公民館で行います。作品展や発表会など、地域や登録グループと連携し工夫を凝らして行っております。22ページに案

:内を載せておりますので、お時間が許しましたらお立ち寄りくださいます ようお願い申し上げます。

最後に、公民館での学びを通じて、市民の参画と協働のまちづくりを推 『進するための「川西まちづくり講座』につきましては、郷土の自然を学ぶ 「東谷の自然観察」、黒川の「里山自然学舎」や、郷土の歴史を中心に学 ぶ講座、また、特産のイチジクを使った料理教室、地域のボランティアを 育成するボランティア講座など11講座を実施いたします

この後期の公民館講座案内は、5,000部作成しており、各公民館、 市役所の案内カウンター、図書館をはじめ、各公共施設の窓口に置くとと もにホームページにも掲載し、市民の皆様にPRを行っております。その 他、各講座の開催時には、広報誌への掲載やチラシなどの作成、また同じ ようにホームページによりPRに努めているところでございます。

以上で報告を終わります。

牛尾教育長

- 只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

今回から表紙のサブタイトルも変わり、中身も、前回と比べると、レイ アウトをいろいろ変えたり、注意喚起の文章の場所を少し変えたり、いろ いろと工夫されている様子がうかがえます。表紙のフォントも少しやさし い感じのフォントになってよかったと思います。

往復八ガキの書き方も、全部見終わった後に、書き方が説明されており、 記載場所がよくなったと思いますが、各公民館で、往復ハガキで申し込み が必要な場合の表記の仕方がまちまちなのが気になります。例えば17ペ ージの東谷だと「「書き方」は23ページ参照」と書いていますし、16 ページの清和台だと「【23ページ参照】」だけですし、中央公民館が分 かりやすかったと思いますが、4ページの「往復ハガキでの申し込みの方 法は、23ページを参照してください」と。表記がまちまちなので、この あたりも最終段階で調整をすれば、もっと分かりやすくなると思います。

(瀧花)

中央公民館長、只今ご指摘いただきました、全体、トータル的なことに関することにつ きましては、統一したような記載をしていきたいと考えております。 以上です。

磯部委員

よろしくお願いします。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

磯部委員

東谷公民館ですけれども、耐震化工事と大規模改修がなされて、今年度 の前期講座から新しい施設が使われていると思いますが、以前から水回り がとても古くて不便だというようなお声も聞いております。今回、耐震化 だけではなく、いろいろなところに手が入ったということですが、ご利用 者からのご感想とか、施設を運用している側の立場の方からのご意見とか ご感想とか、お耳に入っていることがあればお聞かせください。

(瀧花)

中央公民館長: 東谷公民館につきましては、昨年の6月から10月まで閉館いたしまし て工事をしてきたところで、利用者の皆様にはもう大変ご迷惑をかけたと ころでございます。そのかいあってといいますか、4月から新たにオープ ンしまして、建物は年代物ですけれど、内部は、ほぼ新しくなったという ふうな形になってございます。

> 東谷公民館から入ってくることは、全面的に改修してきれいになって使 いやすい、また、照明につきましても明るくなったということで、皆さん 概ねよかったなというふうな評価をいただいておるところでございます。 また、職員につきましても、全体的な雰囲気が明るくなっておりますので、 職場につきましても明るくなったというふうなことも聞いてございます。 以上です。

磯部委員

ありがとうございます。

東谷だけではなく、公民館というのは、それぞれの地域においては老若 男女を問わず集う場所であって、学ぶ場所であって、きずなを育んでいく 場所で、これからはますます地域の中核的な役割を担うようなところもあ ると思います。何かよくしていこうと思うと、お金がかかってしまうこと も多々あるかと思います。今回新しくなった施設をご利用の方の生の声と か、職員の方の生の声とかいうのを細かに分析することによって、これか らもお金をかければもっとよくなるようなところは、諦めずに予算を要求 していただくのと、お金をかけなくても、様々な人の知恵や知識を使いな がら、よりよい公民館づくりをしていただければと思います。

秋にはぜひ東谷も伺いたいと思います。

牛尾教育長

ほかにございませんか。

服部委員

講師の名前をきちんと入れていただいて、ありがとうございました。 ここの講座で学んだことを活かす場というのは、どういう形でつくられ るんでしょうか。活かす場というのはあるんでしょうか。

(瀧花)

中央公民館長、今、委員ご指摘いただきました公民館の講座、これは単に自分たちが学 ぶだけのものではなくて、いかにして社会、地域にフィードバックしても らうか、そういうことが過去からの大きなテーマかと思っております。講 座によりましては、その講座の受講者の方々が、その中で気の合う方々が 登録グループをつくって、その公民館でまた活動してそれを広めていって もらうようなことも、一部でございますが、実際にございます。ただ、概 ねそれを広く地域にフィードバックしていく、地域に活かしていく、なか なかそういうふうな仕組みづくりができておらないというのが正直なとこ ろでございます。

以上です。

服部委員

せっかく学んだことを活かすような場をつくるという方法でないと、個 人のレベル、個人の教養で終わってしまってはあまりにもったいないとい うのがどことも基本だと思います。何かそれを活かすようなシステムをつ くるということが、大事じゃないかと思います。特に「川西まちづくり講 座」なんていうのはまさにそうで、それを何か次の段階に、子どもたちに でも活かすような方策ですね、それを少し考えていただかないといけない と思いますが、いかがでしょうか。

(瀧花)

中央公民館長、今、ご指摘いただきましたように、例えば「川西まちづくり講座」、特 に歴史や自然、川西を学んでいくような講座でございます。これは非常に 有意義な講座でございます。これにつきましても、これ一回きりで終わる というのではなく、それを何かの形で、例えば小学生とか子どもさんたち に何かそれを伝えていく、広げていく、そういうふうな仕組みづくり、今 この場でどうするというふうなことは、なかなか申し上げられることはで きないんですが、その辺についてもこれから検討していきたいと思ってお ります。

以上です。

服部委員

小学校の方で環境体験学習とか里山体験学習というのがあって、そこで の講師の方がもう決定的に不足しているというような状態があるわけです。 そうしたら、そういうところにでもそういう人たちを養成して指導してい ただくというふうな方向ですね、何かそれを考える、考えると言っていて もなかなか動かないのではないかと思います。だから、具体的な方法で、

何かそういう講座をつくるというようなことを考えていただかないと無理なのかなと思います。例えば、レフネックもそうですが、あれだけ優秀な方を集めて、あれだけのたくさんの方に講義しても、それを活かす場は全然ないという。先ほども言いましたように、個人のレベルの教養的なレベルでは非常にいいところかもしれませんが、あれだけのお金を使って動かしながら、それが活かされていないというのは非常に寂しいので、ぜひとも活かす方法を考えていただきたいと思います。

以上です。

牛尾教育長 ほかにございませんか。よろしいですか。

牛尾教育長 それでは諸報告 2 については以上といたします。

牛尾教育長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。

次回の定例教育委員会は、10月20日(木)午後2時から、庁議室において開会の予定です。

牛尾教育長 これをもちまして、第15回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れ様でした。

[閉会 午後2時45分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成28年10月20日

署名委員 加藤隆一郎 印

鈴木温美 🕮